

消防予第 230 号
平成 19 年 6 月 13 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

消 防 庁 次 長

消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 179 号。以下「改正令」という。）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 19 年総務省令第 66 号。以下「改正規則」という。）が平成 19 年 6 月 13 日に公布されました。

今回の改正は、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設（認知症高齢者グループホーム）における最近の火災の事例にかんがみ、火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等について、防火管理者を定め、かつ、スプリンクラー設備等の設置を行わなければならない施設の範囲を拡大するとともに、当該施設について、スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の整備等を行ったものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第 1 防火管理に関する事項

1 防火管理者を定めなければならない防火対象物に関する事項

防火管理者を選任して防火管理業務を行わせなければならない防火対象物に、改正後の消防法施行令（以下「令」という。）別表第 1（6）項ロ、（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物（（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物にあっては、（6）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。2の（1）及び（2）において同じ。）で、収容人員が 10 人以上のものを追加するものとしたこと。（令第 1 条の 2 第 3 号イ関係）

2 防火管理者の資格に関する事項

(1) 防火管理者の資格

令別表第 1（6）項ロ、（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物については、甲種防火管理講習の課程を修了した者等を防火管理者として選任するものとしたこと。（令第 3 条第 1 項関係）

(2) 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない場合における防火管理

者の資格

その管理について権限が分かれている防火対象物であって、当該防火対象物の部分で令別表第1(6)項ロ、(16)項イ又は(16の2)項に掲げる防火対象物の用途に供されるもののうち、当該防火対象物の部分を一の防火対象物とみなした場合における収容人員が10人未満のものを有するものについては、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない場合における防火管理者の資格の特例(令第3条第2項)を適用することができるものとしたこと。(改正後の消防法施行規則(以下「規則」という。)第2条の2第1項第2号イ関係)

3 共同防火管理を要する防火対象物の指定に関する事項

共同防火管理を要する防火対象物に、令別表第1(6)項ロ及び(16)項イに掲げる防火対象物((16)項イに掲げる防火対象物にあつては、(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)で、地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が10人以上のものを追加するものとしたこと。(令第4条の2第1項第1号関係)

第2 消防用設備等に関する事項

1 消火器具に関する事項

消火器具を設置しなければならない防火対象物として、令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物を追加するものとしたこと。(令第10条第1項第1号関係)

2 スプリンクラー設備に関する事項

(1) スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物等

スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分として、次に掲げるものを追加するものとしたこと。

また、当該防火対象物又はその部分で、延べ面積が1,000平方メートル未満のもの(以下「小規模社会福祉施設」という。)に設置されるスプリンクラー設備のうち、当該スプリンクラーに使用する配管が水道の用に供する水管に連結されたもの(以下「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」という。)については、その水源として、5で定めるところにより算出した量以上の量となる水量を貯留するための施設、水源に連結する加圧送水装置並びに非常電源及び双口形の送水口を設けないことができるものとしたこと。(令第12条第1項並びに第2項第4号、第6号及び第7号関係)

一 令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物で延べ面積が275平方メートル以上のもののうち、一定の防火区画を有するもの以外のもの(令第12条第1項第1号関係)

二 令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物の部分のうち、(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供されるもの(一定の防火区画を有するものを除く。)(令第12条第1項第9号関係)

(2) スプリンクラー設備を設置することを要しない防火区画

(1)の防火区画については、次に定めるところにより設置するものとしたこと。
(規則第12条の2関係)

- 一 小規模社会福祉施設 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。
 - イ 当該防火対象物又はその部分の居室を準耐火構造の壁及び床で区画したものであること。
 - ロ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料としたものであること。
 - ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。
 - ニ ハの開口部には、防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は次に定める構造のものを設けたものであること。
 - ・ 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
 - ・ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75センチメートル以上、1.8メートル以上及び15センチメートル以下であること。
 - ホ 区画された部分すべての床の面積が100平方メートル以下であり、かつ、区画された部分すべてが4以上の居室を含まないこと。
- 二 延べ面積が1,000平方メートル以上のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。
 - イ 当該防火対象物又はその部分の居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。
 - ロ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料としたものであること。
 - ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。
 - ニ ハの開口部には、建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸を設けたものであること。
 - ・ 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
 - ・ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75センチ

メートル以上、1.8メートル以上及び15センチメートル以下であること。

ホ 区画された部分すべての床の面積が、防火対象物の10階以下の階にあっては200平方メートル以下、11階以上の階にあっては100平方メートル以下であること。

(3) スプリンクラー設備を設置することを要しない部分等

小規模社会福祉施設については、スプリンクラーヘッドを設ける部分以外の部分として、廊下、収納設備、脱衣所その他これらに類する場所を追加するものとしたこと。（規則第13条第2項第9号の2関係）

(4) 使用するスプリンクラーヘッド

小規模社会福祉施設に設けるスプリンクラーヘッドは、床面から天井までの高さが3メートル未満の部分にあっては閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド、床面から天井までの高さが3メートル以上10メートル以下の部分にあっては閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド又は開放型スプリンクラーヘッド、床面から天井までの高さが10メートルを超える部分にあっては放水型ヘッド等とするものとしたこと。（規則第13条の5第1項関係）

(5) スプリンクラー設備の水源の水量等

一 小規模社会福祉施設について小区画型ヘッドを用いる場合の水量は、スプリンクラーヘッドの設置個数（4以上の場合は、4）に1立方メートルを乗じて得た数（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、1.2立方メートル。ただし、壁及び天井の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては、スプリンクラーヘッドの設置個数（4以上の場合は、4）に0.6立方メートルを乗じて得た数）以上とするものとしたこと。（規則第13条の6第1項第2号関係）

二 小規模社会福祉施設について開放型スプリンクラーヘッドを用いる場合の水量は、スプリンクラーヘッドの設置個数（4以上の場合は、4）に1.6立方メートルを乗じて得た数（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、1.2立方メートル。ただし、壁及び天井の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては、スプリンクラーヘッドの設置個数（4以上の場合は、4）に0.6立方メートルを乗じて得た数）以上とするものとしたこと。（規則第13条の6第1項第4号関係）

三 特定施設水道連結型スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドのうち、小区画型ヘッド及び開放型スプリンクラーヘッドにあっては、最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数（4以上の場合は、4）のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が0.02メガパスカル以上で、かつ、放水量が15リットル毎分以上で有効に放水することができる性能とするものとしたこと。

ただし、壁及び天井の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては、放水圧力が0.05メガパスカル以上で、かつ、放水量が30リットル毎分以上で有効に放水することができる性能とするものとしたこと。

(規則第13条の6第2項第2号及び第4号関係)

(6) スプリンクラー設備に関する基準の細目

一 特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、制御弁、自動警報装置及び呼水装置を設けないことができるものとしたこと。

また、当該設備に係る配管、管継手及びバルブ類にあっては、消防庁長官が定める基準に適合するものを使用するものとしたこと。(規則第14条第1項第3号、第4号、第5号及び第10号へ関係)

二 特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち開放型スプリンクラーヘッドを用いるものについては、一斉開放弁又は手動式開放弁の二次側配管の部分に、放水区域に放水することなく当該弁の作動を試験するための装置を設けないことができるものとしたこと。また、自動式の起動装置を設けないことができるものとしたこと。(規則第14条第1項第1号ニ及び第8号イ・関係)

三 特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるものについては、流水検知装置及び末端試験弁を設けないことができるものとしたこと。(規則第14条第1項第4号の2及び第5号の2関係)

3 自動火災報知設備に関する事項

自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分に、次に掲げるものを追加するものとしたこと。(令第21条第1項関係)

一 令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物(令第21条第1項第1号関係)

二 令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物の部分で、(6)項口に掲げる防火対象物の用途に供されるもの(令第21条第1項第9号関係)

4 消防機関へ通報する火災報知設備に関する事項

消防機関へ通報する火災報知設備を設置しなければならない防火対象物に、令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物を追加するものとしたこと。(令第23条第1項第1号関係)

5 消防機関の検査を受けなければならない防火対象物に関する事項

消防機関の検査を受けなければならない防火対象物に、令別表第1(6)項口、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物((16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあっては、(6)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)を追加するものとしたこと。(令第35条第1項第1号関係)

第3 令別表第1に関する事項

令別表第1(6)項口の防火対象物を以下のとおり(6)項口及び(6)項ハに区別するものとしたこと。(令別表第1関係)

ロ	<p>老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項若しくは第10項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）</p>
ハ	<p>老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所施設に限る。）、肢体不自由児施設（通所施設に限る。）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p>

第4 施行期日等に関する事項

1 施行期日に関する事項

改正令及び改正規則は、平成21年4月1日に施行するものとしたこと。（令附則第1条及び規則附則第1条関係）

2 経過措置に関する事項

一 改正令の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中的防火対象物における消火器及び簡易消火用具に係る技術上の基準については、平成22年4月1日までの間は、なお従前の例によるも

のとしたこと。（令附則第2条第1項関係）

二 改正令の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物におけるスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備等に係る技術上の基準については、平成24年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとしたこと。（令附則第2条第2項関係）

三 改正令の施行の日から障害者自立支援法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日（平成24年3月31日）までの間は、令別表第1（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物に次の防火対象物を追加するものとしたこと。

イ（6）項ロ 同法附則第41条第1項若しくは第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものとして総務省令で定めるものに限る。）又は同法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設（通所施設を除く。）

ロ（6）項ハ 同法附則第41条第1項、第48条若しくは第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものとして総務省令で定めるものを除く。）、同法附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設又は同法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設（通所施設に限る。）

3 その他の事項

一 関係政令等について、所要の規定の整備を行ったこと。

二 今回の消防法施行令等の一部改正に係る運用については、別途通知する予定であること。